

請求書の提出締切は、4月15日、7月15日、10月15日、1月15日です。(当日が休日の場合は、翌営業日締切です。)

〇〇年 8月 10日

草津市長

宛て

施設等利用費支給申請書兼請求書(償還払い用)

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【〇〇年4月～〇〇年7月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、以下のとおり施設等利用費の支給を申請します。支給決定された施設等利用費は、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査及び支払いにあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、草津市内に居住していることを草津市が住民基本台帳等で確認すること。
2. 実際に利用していることを草津市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を草津市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を草津市が確認すること。(第3号認定に限る)
5. 支給額は、草津市が申請内容や添付書類を基に審査を行い、支給決定すること。
6. 当該申請内容に虚偽や事実と異なる報告があった場合、支給を受けた施設等利用費の返還に応じること。

捨印を押印してください。

草津

1. 施設等利用給付認定保護者(申請者)

Form with fields for name (草津 未来), birth date (1990年5月15日), and address (草津三丁目13-30).

※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です。申請者と口座名義人が異なる場合は、裏面委任状を記入いただく必要があります。

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

Form with fields for identification number (999), birth date, and name (草津 はな).

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

Form with fields for facility name (〇〇こども園) and enrollment status.

4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

Form with fields for payment method (新規) and account information.

※1 区分が新規または変更の場合は、通帳の写し等、

新規に請求する場合は、通帳の口座番号・名義が分かる部分のコピーを一緒に提出してください。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合】

Form for non-Yucho bank account details including bank name and branch.

【ゆうちょ銀行の場合】

Form for Yucho bank account details including branch name and account type.

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)の名前と異なる場合は、裏面の『委任状』を必ず記入してください。

<裏面も記入してください>

※※以下は市の記入欄ですので、記入する必要はありません※※

添付書類

- ① 提供証明書 または 活動報告書 (ファミサポ利用の場合)
② 領収書 または 明細書および引き落とし額がわかる通帳の写し (口座振替の場合)
③ 振込先口座番号と名義人のわかる通帳の写し (新規・変更の場合)

申請者と異なる名義人の口座を振込先に指定する場合は、申請者にて下記の委任状に記入してください。

委任状

草津市長 宛

〇〇年 7月10日

保護者（申請者）

住所 草津市草津三丁目13番30号

生年月日 1990年 5月 15日 生

氏名 草津 未来 草津

私の草津市の子育てのための施設等利用給付費の債権受領に関する一切の権限を下記の者に委任します。

代理人（償還払いの振込先の口座名義人の方）

住所 草津市草津三丁目13番30号

生年月日 1985年 10月 15日 生

氏名 草津 一 草津

※委任状とあわせて、申請者の本人確認書類（写し）と代理人（名義人）の本人確認書類を持参してください。

※委任状は申請者にて記入してください。

※訂正がある場合、申請者の印鑑を押印の上、訂正してください。

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合(※2)のみ記入 (①～④に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。)

①	ふりがな 施設・事業名	所在地 (市外の場合のみ記入)	〒 電話:
②	ふりがな 施設・事業名	所在地 (市外の場合のみ記入)	〒 電話:
③	ふりがな 施設・事業名	所在地 (市外の場合のみ記入)	〒 電話:
④	ふりがな 施設・事業名	所在地 (市外の場合のみ記入)	〒 電話:

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月 ※4	領収書の①の金額		在籍園の預かり保育事業			認可外保育施設等に支払った金額(d) ※3 ※5	請求額 (「c+d」か月額上限額※6の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※5	利用日数	対象額(b) (450円×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)	円		
〇〇年 4月	5,000	円 10日	4,500	円 4,500	円 20,000	円 11,300	
〇〇年 5月	6,000	円 12日	5,400	円 5,400	円 5,000	円 10,400	
〇〇年 6月	3,500	円 7日	3,150	円 3,150	円 26,000	円 11,300	
〇〇年 7月	5,000	円 10日	4,500	円 4,500	円 0	円 4,500	
年 8月	円	円	円	円	円	円	

【請求額の計算方法について】

<例:4月分>

①預かり保育:実際に払った額(a)と利用日数×450円(b)の低い方=4,500円

②認可外保育施設等※実際に払った額20,000円

①4,500円+②20,000円=24,500円と月額上限額11,300円の低い方=11,300円

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポート・事業等を行う施設のことです。

※月額上限額11,300円は、新②号認定(3歳児クラス以上)です。新③号認定(満3歳以上3歳児クラス未満)については、月額上限額16,300円となります。

合計額 37,500 円

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※4 施設等利用費の給付額は月ごとに算出し、原則、四半期毎(4～6月、7～9月、10～12月、1～3月)でとりまとめのうえ支払を行います。

※5 上記で記入した「施設に支払った金額」および「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証(口座振替の場合は、明細書(無償化対象となる保育料の額がわかるもの)および通帳の写し(口座引き落とし額がわかるもの)等)と子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書を添付して下さい。

※6 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。